

○香川県警察職員の旅費の取扱いに関する訓令

平成 17 年 3 月 29 日

警察本部訓令第 2 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 18 年 3 月 31 日本部訓令第 19 号、平成 19 年 3 月 30 日本部訓令第 11 号、平成 20 年 3 月 25 日本部訓令第 7 号、平成 27 年 3 月 20 日本部訓令第 4 号、平成 28 年 4 月 6 日本部訓令第 7 号、平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号、令和 3 年 8 月 25 日本部訓令第 14 号、令和 7 年 3 月 28 日本部訓令第 12 号、令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号

香川県警察職員の旅費の取扱いに関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の旅費の取扱いに関する訓令

香川県警察本部旅費取扱細則（昭和 29 年香川県警察本部訓令第 15 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 香川県警察職員（以下「職員」という。）に対し県が支給する旅費の取扱いについては、職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年香川県条例第 32 号。以下「条例」という。）及び知事が定める職員等の旅費に関する条例の運用方針に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（旅行命令等）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者（以下「旅行命令権者」という。）は、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）のほか、香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課、隊若しくは所若しくは香川県警察学校（以下これらを「本部所属」という。）又は警察署の長とする。

2 条例第 3 条第 7 項に規定する旅行命令等（以下「旅行命令等」という。）は、外国旅行については警察本部長が、内国旅行については次の表の左欄に掲げる職員に対しそれぞれ同表の中欄に定める旅行命令権者が発するものとし、内国旅行についての旅行命令等を代決することができる者は、香川県警察の事務の専決等に関する訓令（平成 13 年香川県警察本部訓令第 28 号）第 4 条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

警察本部長	警察本部長	
警察本部の部長及び首席監察官		香川県警察本部警務部長
警察本部のサイバー・情報管理局长、 人身安全統括監、統括参事官、政策・ 国際企画官、参事官及び参事並びに本 部所属の長	警察本部長	職員が属する部の部長
本部所属の職員（本部所属の長を除く。）	本部所属の長	本部所属の次長、副隊長及び

		副所長
警察署の職員（警察署長を含む。）	警察署長	副署長

- 3 旅行命令権者（警察本部長を除く。以下この項において同じ。）は、その所掌する事務を処理する上で必要があると認めるときは、他の旅行命令権者に、その所属の職員に対する旅行命令等を依頼することができる。

（旅費の調整）

第3条 条例第21条第1項の規定により支給しないこととする実費を超えることとなる部分の旅費及び必要としない部分の旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 警察法（昭和29年法律第162号）第66条第1項に規定する移動警察に関する用務（列車警乗用務に限る。）により旅行した場合の鉄道賃
- (2) 深夜において、旅行に伴う警ら、捜査又は警察施設内における勤務を行う等単に勤務が翌日にわたることとなった場合（次項に規定する場合を除く。）の宿泊費及び宿泊手当
- (3) 職員が所属する警察署の管轄区域内を旅行した場合において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によらずに宿泊した場合の宿泊費及び宿泊手当
- (4) 国庫が支弁する警察学校における教育訓練に必要な旅費
- (5) 職員が旅行中の傷病等により旅行先の医療施設を利用して療養したため法令に基づく療養給付又は補償を受ける場合の当該医療施設に入った日からの宿泊費及び宿泊手当

- 2 条例第21条第1項の規定により実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないこととする場合は、警察学校に入校する前日に宿泊に要する費用が無料の宿泊施設に宿泊した場合とし、警察庁旅費取扱規則第11条第1項の規定による宿泊手当を支給する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第15号）

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日本部訓令第19号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日本部訓令第11号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日本部訓令第7号）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 6 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 25 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、令和 3 年 8 月 25 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日本部訓令第 2 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（別表 省略）